

説明会・意見交換会の結果概要（札幌）

日 時：平成 23 年 2 月 2 日（水）14:00～16:00

場 所：かでの 2.7（北海道立道民活動センター）7 階 720 会議室

参加者：46 名（関係省庁 6 名、都道府県 2 名、市町村 10 名、各種団体等 6 名、企業 17 名、
大学・研究 4 名、その他 1 名）

参加委員：下村委員、高橋委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 地域連携保全活動計画は、既存の計画を位置付けることも可能か。
- ・ 今回の法律に基づき、地域の関係者が保全活動を実施していくことになるが、国有地においては、所有者である国が維持・管理をすべきである。
- ・ 今回の法律では、環境省所管の保護地域（国立公園等）以外でも、実効的な支援を受けることができるという理解でよいか。
- ・ ナショナルトラスト活動の支援（第 12 条）について、具体的内容を教えてほしい。
- ・ 外来種対策について、魚類だけでなく哺乳類等の防除も活動の対象となるか。
- ・ 地域連携保全活動の対象種には、すでに絶滅してしまった動植物も含まれるか。
- ・ 所有者不明地対策が附則に規定されているが、外国資本による土地（山林）の買収の問題との関係について教えてほしい。

■基本方針について

- ・ 保全活動の実施に当たっての国内移入種の取扱いについて、記載しておく必要があるのではないか。

■その他

- ・ 生物多様性の保全といった場合に、産業遺産の保護も含まれるか。
- ・ 資料 4 中の「地域生物多様性保全再生支援事業」の要件について、希少種に関する部分（RDB での位置付け等）を教えてほしい。
- ・ 今回の法律と TPP に関する動きとの関係を教えてほしい。
- ・ 北海道ではエゾシカによる農林業被害が深刻である。オオカミがいないため人の手で駆除するしかないのだが、秦野市での対策について教えてほしい。

